

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会議資料

【令和4年8月24日】

◎ ≪諮問事項≫

資料No.1	個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて（総務課）
--------	---

◎ ≪報告事項≫

資料No.2	京都府事業「子育て家庭緊急支援事業」について（子育て支援課）
--------	--------------------------------

資料1

第1回情報公開・個人情報審議会
令和4年8月24日

個人情報保護法の改正に伴 う亀岡市個人情報保護条例 等の見直しについて

総務部総務課

目次

趣旨	1
改正の概要	2
個人情報保護制度見直しの全体像	4
個人情報WEBシステムイメージ	5
個人情報の定義	6
個人情報保護法施行条例で定める必要がある事項	
① 本人開示等請求における手数料	9
② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料	11
個人情報保護法施行条例で定めることができる事項	
① 条例要配慮個人情報の内容	15
② 本人開示請求等における不開示情報の範囲	18
③ 本人開示決定等の期限の短縮	21
④ 個人情報ファイル簿の作成・公表	22
⑤ 審議会等のあり方	27

【趣 旨】

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報保護に関する法律が改正(以下「改正法」又は「新法」という。)されました。地方公共団体に関する規律の規定の施行日については、公布の日から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日(令和5年4月1日施行)とされています。

改正法では、主に以下の個人情報保護制度の見直しがされます。

- ①行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)、個人情報保護法(民間事業者)の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化されます。
- ②個人情報の定義等を、国・民間・地方で統一するとともに、国のガイドライン等をもとに、運用することになります。
- ③個人情報ファイル簿の作成及び公表が改正法により義務化されます。

【改正法の概要】

改正法の主な概要は①～⑥のとおりです。

①定義の一元化

個人情報の定義を、国・民間部門と同じ規律を適用

(例) 個人情報、要配慮個人情報、個人識別符号 等

②個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いを、国と同じ規律を適用

(例) 個人情報の利用及び提供の制限、安全管理措置 等

③個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用

※1,000人以上を対象とした個人情報ファイルを保有する場合、その概要を記載した個人情報ファイル簿の作成・公表をしなければならない。

④自己情報の開示、訂正及び利用停止

開示等の請求権や要件、手続の主要部分は法律で規定

(例) 本人又は法定代理人にしか開示等請求が認められていなかったが、改正法により、任意代理人による開示請求等が認められるようになる。

※地方公共団体が定めている情報公開条例との整合を図るため、非開示情報、開示等手続、審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

⑤匿名加工情報の提供制度の導入

匿名加工情報の提供制度について、国と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として都道府県と指定都市で適用。地方公共団体は、任意で提案募集することは可能。

⑥個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

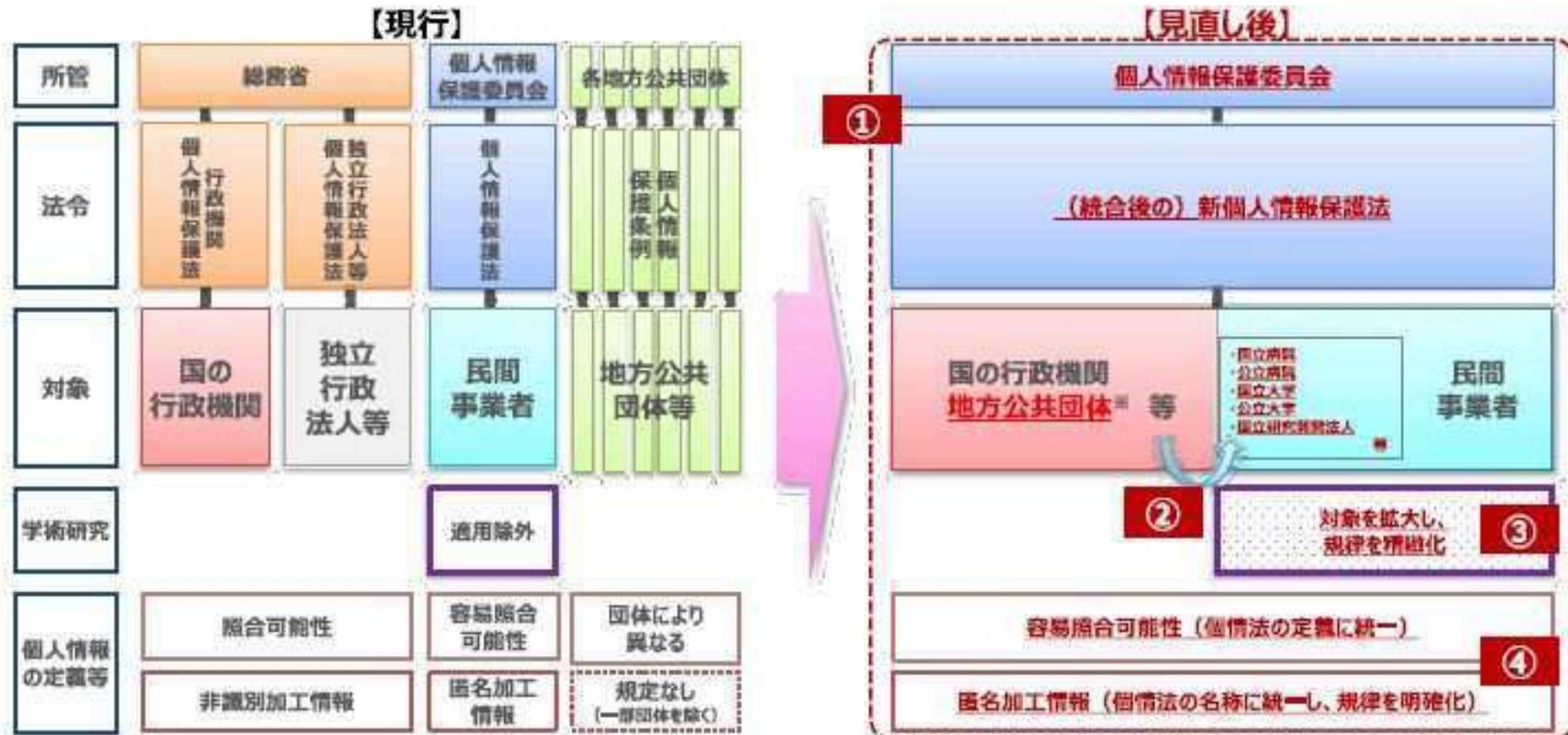
※個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取り扱い等に関して、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う。

※地方公共団体は、個人情報の取り扱い等に関し、個人情報保護委員会に必要な情報提供又は助言を求めることが可能。

(例)個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

個人情報保護制度見直しの全体像

(出典：個人情報保護委員会)



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許す

個人情報 WEB システムイメージ

事務登録簿一覧

処理部	事務名	登録番号	事務の名称	告示番号	最終更新日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11063	情報公開請求等に関する事務	286	平成30年9月14日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11064	新設事務	120	平成29年3月31日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11061	情報公開審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11062	行政手続法及び電子行政手続条例に基づく申出に関する事務	520	平成29年3月31日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11065	暴力団排除条例に関する事務	684	平成29年3月31日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11066	個人情報保護審査会に関する事務	388	平成29年4月1日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11067	個人情報保護条例の一部改正に係るパブリックコメント募集事務	160	平成29年4月1日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11068	個人情報保護審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11069	個人情報に関する審議和議事務	53	平成29年4月1日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11070	個人情報の開示等に関する事務	286	平成30年9月14日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11071	市長等特定受任条例（案）に係るパブリックコメント募集事務	455	平成29年3月31日
総務部	総務部 法務コンプライアンス課	11072	行政不服審査関係事務	456	平成29年3月31日
総務部	総務部 市民課	11077	ふるさと返納金に関する事務	464	平成29年3月31日
総務部	総務部 市民課	11073	新商動機等の課税事務	204	令和2年6月26日
総務部	総務部 市民課	11074	市市民税及び軽自動車税の繰戻事務	466-1	令和2年1月7日

クリック

個人情報取扱事務 照会			
処理部	11074		
事務の名称	市市民税及び軽自動車税の繰戻事務		
部署	総務部	市民課	
基本項目	個人情報登録改訂 利用個人情報ファイル		
告示番号	466-1	告示年月日	令和元年12月27日
事務の目的及び概要	天災その他の特別の事情がある場合に減免を必要とする認めらる者、貧困により生活のため公助の扶助を受けらる者、その他特別の事情がある者に限り、市条例の定めるところにより、税戻金の繰戻金を取消するため		
収集方法(申請収集)	当該個人から収集する		
収集方法(照会収集)			
直接収集しない理由		審議会への諮問状況	審中番号第10号令和元年9月17日付け
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	5年
条例に基づく開示等の可否	一部否	否の理由	条例第22条第5号
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	減免を受けようとする特定住民		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更②/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更③/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		
新規(取扱年月日)	昭和63年3月24日	変更(取扱年月日)	令和2年1月1日
廃止(取扱年月日)		最終更新日	令和2年1月7日
番号法別表1番号		番号法別表1主番号番号	
番号法別表1事務名			
別表1主番号等に関する			

ファイル簿と連動（クリック）

①個人情報の定義

➤ 個人情報保護条例と改正法の比較

◆ 亀岡市個人情報保護条例（第2条）

- ①「個人」には死亡した人も含まれる
- ②個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの
- ③他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるもの
- ④個人番号をその内容に含むもの

◆ 改正法（第2条第1項）個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二個人識別符号が含まれるもの

➤ 「個人情報」の定義を、上記の定義に一元化

①個人情報の定義（概念）

生存する個人に関する情報

個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）

- ・特定の個人を識別することができない情報
- ・他の情報との容易ではない照合により特定の個人を識別することができるもの

（行政機関等）匿名加工情報

仮名加工情報

個人情報

情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの

他の情報と**容易な照合**により特定の個人を識別することができるもの

個人識別符号が含まれるもの

特定個人情報

死者に関する情報

個人情報保護法施行条例 で定める必要がある事項

- ① 本人開示等請求における手数料
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

①本人開示等請求時の手数料【必須】

◆ 亀岡市個人情報保護条例（第26条）

保有個人情報の閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例(平成12年亀岡市条例第6号)第2条第32号の規定にかかわらず、無料とする。

◆ 亀岡市個人情報保護条例（第27条）

保有個人情報が記録されているものの写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

◆ 亀岡市個人情報保護条例施行規則（第8条）

市庁舎内に設置してある電子複合機による写しの作成に要する費用

◆ 改正法（第89条）

行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

①本人開示等請求時の手数料【必須】

	手数料	実費
個人情報保護条例	徴収しない	コピー代等（郵送の場合は郵送代）（簡易書留料金）
情報公開条例	徴収しない	同上
改正法	行政文書1件につき、 オンラインによる請求…200円 それ以外の請求 …300円	なし（郵送の場合は郵送代）

※改正法では、手数料の額を定めるに当たっては、実費の範囲内で条例で定める額は「できるだけ利用しやすい額」とするよう配慮とあり、ガイドラインでも、実費の範囲内であれば、**手数料の額を無料**とすることも可能であるとしている。

②行政機関等匿名加工情報

出典：個人情報保護委員会

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。
 - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
 - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
 - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。

行政機関等匿名加工情報の提供の流れ

①提案の募集…提案募集することを個人情報ファイル簿に記載して、民間事業者から提案を募集する。

(改正法第111条)



②提 案…提案内容が基準に適合するか審査する。

(改正法第114条) (改正法第113条の欠格事由に該当しないか、加工対象の人数が1000人以上か)



③手数料の納付・契約の締結…手数料を納めてもらった上で、契約を締結する。

※手数料：政令で定める額を標準として施行条例で定める。(法第115条、第119条)



④データ作成・提供…個人の識別、復元ができないように個人情報を加工し、民間事業者へ提供する。

(改正法第116条)

行政機関等匿名加工情報（新規）の利用に関する契約における手数料

◆ 改正法（第119条第3項）

第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

改正法の行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

	手数料	手数料の額
①	受付や審査事務等に係る手数料	21,000円
②	職員が匿名加工作業を行う場合の手数料	作業1時間ごとに3,950円
③	匿名加工作業を委託する場合の手数料	委託費用の全額

※案件により、①+②又は①+③を合算した手数料がかかる。

- 経過措置として都道府県と指定都市で適用。地方公共団体は、**任意で提案募集**することは可能としている。また、**1,000人未満の個人情報ファイル**は、行政機関等の**対象外**です。

個人情報保護法施行条例で 定めることができる事項

- ①条例要配慮個人情報の内容
- ②本人開示請求等における不開示情報の範囲
- ③本人開示決定等の期限の短縮
- ④個人情報ファイル簿の作成・公表
- ⑤審議会等のあり方

①要配慮個人情報

◆ 改正法（第2条第3項）

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(1)	人種
(2)	信条
(3)	社会的身分
(4)	病歴
(5)	犯罪の経歴
(6)	犯罪により害を被った事実
(7)	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。
(8)	本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（（9）において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（（9）において「健康診断等」という。）の結果（同条第2号）
(9)	健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。
(10)	本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。
(11)	本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

①要配慮個人情報

		内容	考え方
①	機微情報に含まれるが、要配慮個人情報には含まれないもの	生活保護を受けていること、出身地、性的少数者であること	地方公共団体においては、改正法で定義される「要配慮個人情報」以外に、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報」を「条例要配慮個人情報」として独自に定めることができます。
②	機微情報にも要配慮個人情報にも含まれるもの	人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、（犯罪により害を被った事実、心身の障害）	
③	機微情報には含まれないが、要配慮個人情報には含まれるもの	病歴、健康診断結果、診療調剤情報	

①要配慮個人情報

亀岡市個人情報保護条例（第8条）	改正法（第60条第5項）
<p>実施機関は、次に掲げる個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき、又は亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年亀岡市条例第39号)に基づく亀岡市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)思想、信条及び宗教に関する個人情報 (2)社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>

▶ 条例要配慮個人情報について定めを置いて、個人情報ファイル簿に項目として記載されるのみであり、収集制限の規定を設けることはできない。

②情報公開条例との整合性

◆ 改正法第78条（保有個人情報の開示事務）

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

第1号から第2号イロまで（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第3号から7号まで（略）

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

➤ 改正法の開示義務と情報公開条例の非開示情報との整合性を条例で確保する必要がある。

新法第78条第1項各号は、行政機関情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律・平成11年法律第42号）の不開示情報とほぼ同様の不開示事由を規定している。

②情報公開条例との整合性

◆個人情報保護条例（第14条）

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)から(8)まで (略)

②情報公開条例との整合性

◆情報公開条例（第7条）

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により明らかに公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)から(7)まで (略)

③開示決定等の期限及び延長

◆ 亀岡市個人情報保護条例（第21条）

実施機関は、第13条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して **14日以内**に開示をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

◆ 個人情報保護条例（第21条第4項）

実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期限内に開示決定等を行うことができないときは、当該請求のあった日の翌日から起算して **60日を限度**として、当該期間を延長することができる。ただし、前条第3項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

◆ 改正法（第83条）

開示決定等は、開示請求があった日から **30日以内**にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を **30日以内**に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

➤ 施行条例に規定することにより、開示決定等を行う期限を **30日より短い日数とすることが可能**である。

(改正法) 30日+30日=60日 例) **20日**+30日=50日 赤字部分を短い日数とすることが可能。

④個人情報ファイル簿作成・公表

個人情報ファイル簿とは

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法所定の事項を記載した帳簿のこと

◆ 改正法（第60条第2項）

この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 1 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 2 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

◆ 改正法（第75条第5項）

前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

- 条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。）を作成し、公表することも可能とされている（公的部門事務対応ガイド5-2-2(2)）

④個人情報ファイル簿作成・公表

◆ 亀岡市個人情報保護条例（第7条）個人情報取扱事務の登録

実施機関は、所掌する事務の全部又は一部であって、個人情報ファイルを保有する特定の事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録し、これを閲覧に供しなければならない。

◆ 改正法（第74条）

行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

◆ 改正法（第75条）

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- ▶ 本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。（公的部門QA4-2-1）

④個人情報ファイル簿作成・公表

➤ 「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務登録簿」の記載内容

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
個人情報ファイルの名称	所管する組織の名称
当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	個人情報取扱事務の名称
個人情報ファイルの利用目的	個人情報取扱事務の目的
個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲	個人情報の対象者の範囲
個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法	個人情報の記録項目
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	個人情報の収集の方法
記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	前各号に掲げるもののほか、規則（規程を含む。以下同じ。）で定める事項
第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地	
第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨	

④個人情報ファイル簿作成・公表

➤ 「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務登録簿」の違い

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿	比較
作成単位	利用目的に応じて作成された個人情報ファイル	個人情報取扱事務ごと	登録簿は事務単位であるため、当該事務にいくつの個人情報ファイルが利用されているか不明
作成義務の範囲	本人の数が 1,000人以上	本人の数に限らず作成	登録簿の方が作成・公表義務の範囲が広い
記載内容	個人情報ファイルの名称、利用目的等	個人情報ファイル簿と同様の項目もあるが、それ以外の項目が記載事項とされている	登録簿の方が記載事項が詳細

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

		部 名		登録番号		
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	廃止(変更) 年 月 日	年 月 日	
所管課等名						
個人情報 取扱事務	名 称					
	概 目	的				
	要 根拠法令等					
個人情報の対象者の範囲						
個人 情報 の 項目 名	基 本 的 項 目	家 庭 生 活	社 会 生 活	経 済 状 況	心 身 の 状 況	そ の 他 の 項 目
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 身体の状態	<input type="checkbox"/> 主義・主張
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 課税・納税	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住居状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助受給額	<input type="checkbox"/> 障害の有無	{ }
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 団体加入の有無	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他	{ }
	<input type="checkbox"/> 電話番号	{ }	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他	{ }	{ }
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	{ }	<input type="checkbox"/> その他	{ }	{ }	{ }
	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }
	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }
記 録 形 態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 { } <input type="checkbox"/> その他 { }				条 例 第7条	
思想、信条等の 個人情報の取扱	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる おそれのあるもの	取 扱 理 由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> その他 { } <input type="checkbox"/> 法令の名称等	条 例 第8条	
個人情報の収集 先及び収集の方 法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第9条第2項第 号該当〕 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 { }				条 例 第9条	
個人情報を利用 する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外の実施機関〔課名 { }〕				条 例 第10条	
個人情報を提供 する範囲及び提 供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 { } <input type="checkbox"/> 委託（委託先名称 { }） 項目名 ↓				条 例 第10条	
電子計算機処理 の 有 無	<input type="checkbox"/> 無	システム名				条 例 第10条
	<input type="checkbox"/> 有	オンライン結合による外部提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { }		
電子計算機処理 に使用する主な 個人情報記録項 目	1			5		
	2			6		
	3			7		
	4			8		
そ の 他 特 記 す る 事 項						

注 太線内を記入し、該当箇所（□印）に✓印をつけること。

⑤ 審議会のあり方

◆ 個人情報保護条例（抜粋）

第8条第2項 実施機関は、次に掲げる個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき、又は亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年亀岡市条例第39号)に基づく亀岡市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

(1)から(5)まで（略）

(7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

第10条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集した目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(5)まで（略）

(6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、市の電子計算組織(電子計算機及び周辺機器を使用し、一定の処理手順に従って事務処理を行う組織をいう。)を通信回線により結合し、保有個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。

3 実施機関は、第1項第6号の規定により、目的外利用及び外部提供をしようとするときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、当該実施機関が審議会の意見を聴いた上で、本人に通知する必要があるないと認めるときは、この限りでない。

第30条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

収集範囲（第8条）、収集方法の制限（第9条）、目的外利用、外部提供及び電子計算組織結合（第10条）、事業者に対する是正の勧告（第30条）等について諮問

⑤ 審議会のあり方

◆【現行】情報公開・個人情報保護審議会条例

第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて答申し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。

第3条から第7条 (略)

◆改正法(第129条)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

⑤ 審議会のあり方

◆ 個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編）令和 4年 4月更新

7-1 審議会等への諮問

Q7-1-1

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ① 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて 国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ② 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ③ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。

⑤審議会のあり方

【改正法第129条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合の条文案】

◆ 個人情報保護法施行条例（案）

第〇条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年亀岡市条例第39号)第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

◆ 【改正】情報公開・個人情報保護審議会条例（案）

第2条 審議会は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて答申し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。

2 審議会は、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。

3 審議会は、亀岡市個人情報保護法施行条例(令和●年亀岡市条例第●号)第〇条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

4 亀岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和●年亀岡市条例第●号)第〇条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

子育て世帯緊急応援事業に係る図書カード配付の御案内

京都府知事 西脇 隆俊

亀岡市長 桂川 孝裕

物価高騰などにより家計が苦しい中においても、子ども達が豊かな教養を育むことができるように、絵本等の購入に使える5,000円の図書カードをお配りさせていただきますので、御申請ください。

1 配付の対象となる方

(ア) 基準日(令和4年6月23日)時点で、京都府内の市町村の住民基本台帳に登録されている者のうち、平成28年4月2日以降に生まれた未就学児

(イ) 基準日以降、令和5年2月28日までに出生届が提出された子ども

<対象者についての留意事項>

- 府内市町村に転入された場合、基準日時点で転入の届出が完了していない時は基準日時点の住民基本台帳に反映されませんので、対象外となります。
- 基準日時点で住民基本台帳上の住所とは異なる府内の市町村にお住まいのDV避難者の方は対象とします。

2 申請の方法

<オンライン申請の場合>*推奨

①PC又はスマートフォンから登録フォームにアクセスください。

【登録フォーム】

<https://aadcc9e8.form.kintoneapp.com/public/7a86588f4f91b2c1a3fc396dc828f6baa996742a93b7ed565bc580b555b24443>



↑
QRコードからの
アクセスはこちら

②メールアドレスを記入し、送信

③上記②で記入されたメールアドレスに届くメールに記載のURLから申請フォームにアクセス

④申請フォームの記入欄に必要事項(氏名、住所等)を記入

⑤申請フォームに健康保険証又は医療費受給者証※の画像を添付

※上記以外の証明書添付を希望される方はコールセンターへ御相談ください。

⑥申請ボタンをクリック

<申請書による申請の場合>*オンライン申請との重複はできません。

①別添申請書に、氏名、住所など必要事項を記入

②証明書類(健康保険証又は医療費受給者証※)の写しを準備

※上記以外の証明書添付を希望される方はコールセンターへ御相談ください。

③申請書及び証明書類の写しを「専用返信用封筒」に同封・郵送

※申請書・証明書類以外を同封されても返送できませんので御注意ください。

3 申請期間 *申請期間を超えた申請は原則として受け付けられませんので御注意ください。

上記1(ア)の方:令和4年10月31日まで

上記1(イ)の方:令和5年3月15日まで

4 専用コールセンター

本事業について御不明なことは、専用コールセンターにお問い合わせください。

電話番号:0570-062106

営業時間:土日祝・年末年始を除く平日の9:30から17:45まで